



# 答 申 書

鳥 取 市 水 道 事 業 審 議 会



平成 29 年 7 月 19 日

鳥取市長 深 澤 義 彦 様

鳥取市水道事業審議会

会 長 松 原 雄 平

水道料金の改定について(答申)

本審議会は、平成 28 年 4 月 15 日付け発水経第 270678 号で諮問のあった水道料金の改定について慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので答申します。

本市の水道事業は、近年の人口減少、節水器具の普及や企業再編等に伴う水需要の減少などにより給水収益が減少傾向にある。

一方で、高度経済成長期以降に整備した施設が大量に更新時期を迎えていることや、東日本大震災を始めとする近年の大災害を教訓とした施設の耐震化などの対策が課題となっていることから、今後の建設改良費が増大することが見込まれる。

現在、鳥取市水道局では、「鳥取市水道事業長期経営構想」（平成 27 年度改訂）に基づいて、安全・強靱な水道及び水道サービスの持続を目指して事業を進めているところであるが、平成 28 年度策定の財政計画によると、給水収益の減少や建設改良費の増加に伴う減価償却費の増加等を主な要因として、平成 30 年度には円滑な事業運営に必要な内部留保資金を確保できなくなると推計されており、施設のダウンサイジングや企業債の発行抑制による元利償還金削減等の経費縮減努力だけでは改善が難しい経営状況にある。

独立採算制を原則とする水道事業を持続させていくためには、経費縮減を継続することはもとより、給水収益の確保に向けた、より適正な水道料金への見直しを行う必要がある。

なお、料金の見直しに当たっては、企業など大口需要者の使用量の増減が給水収益に大きく影響する料金体系を採用していることから、水道事業の安定経営と負担の公平性の確保のため、料金体系の枠組みは維持しつつ、基本料金への配分強化を行う必要がある。また、主に生活用水として使用する少量の使用区分の料金については、一般家庭などの小口需要者が過度な負担増とならないよう設定する必要がある。

以上のことを踏まえ、本審議会は、今後の安全・安心な水道水の安定供給及び水道事業の安定経営に向けた水道料金の改定について慎重に審議した結果、次の結論を得た。

## 1 水道料金の改定について

- (1) 料金算定期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とする。
- (2) 料金算定期間の期末(平成 34 年度末)における内部留保資金残高が、少なくとも年間給水収益(財政計画策定時)の 6 か月分相当を確保できるよう設定し、料金改定率は平均 18.4%とする。

- (3) 料金体系については現行どおりとし、基本料金への配分強化を図り、給水収益に占める基本料金と従量料金の構成比を 38 : 62(現行 25 : 75)とする。  
また、少量の使用区分の従量料金については、小口需要者に最大限の配慮を行う。
- (4) 改定後の水道料金は別表 1 のとおりとする。
- (5) 実施時期については、平成 30 年 4 月以降に使用した水量から適用する。

## 2 附帯意見

- (1) 市民の視点に立って、積極的な情報の公開を行い、市民との情報の共有を図り、市民との合意のもとに事業の運営を行っていくよう努められたい。  
特に、水道料金の値上げは市民生活に直結することであるため、実施までに十分な周知期間を設けて、市民への丁寧な説明に努められたい。
- (2) 料金改定後においても、効率的な事業運営や行財政改革を継続し、健全な経営が維持できるよう努められたい。
- (3) 高度経済成長期以降に整備した施設の大量更新、大規模災害時における迅速な施設復旧等に備えて、今後も積極的な人材育成、技術継承に努められたい。
- (4) 平成 29 年度に上水道に統合した旧簡易水道区域については、統合による事業費の増大が水道使用者の負担増とならないよう、一般会計からの繰入れを維持するとともに、今後の財政計画への影響を注視しながら整備事業を計画的に推進していくよう努められたい。
- (5) 今後の水道料金については、おおむね 5 年を目安に、社会情勢や水需要の動向に応じて見直しをされたい。

## おわりに

水道は市民の日常生活に欠かすことのできない重要なライフラインである。

本市の水道事業では、市民に安全な水を安定して供給するため、適正な水質の維持に努めるとともに、水道管路の耐震化などの事業に積極的に取り組まれている。

これからも、市民の視点に立ち、市民に信頼される水道となるよう努力されるとともに、健全な経営を維持しながら、水道事業の使命である安全・安心な水道水の安定供給に引き続き努められたい。

別表 1

## 水道料金表(1月につき)

メーター口径	基本料金	従量料金
13mm	840円	(使用水量) (1 m <sup>3</sup> につき) 10m <sup>3</sup> までの分 . . . . . 52円 10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分 . . . . . 104円 20m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> までの分 . . . . . 139円 40m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> までの分 . . . . . 166円 200m <sup>3</sup> を超える分 . . . . . 202円
20mm	1,950円	
25mm	3,160円	
40mm	9,400円	
50mm	16,700円	
75mm	43,900円	
100mm	88,000円	
150mm	240,000円	
200mm	400,000円	

基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)。

# 添 付 資 料

資料番号	内 容
1	鳥取市水道事業審議会委員
2	審議経過
3	水道料金の改定等について(諮問)
4	鳥取市水道事業審議会条例



## 鳥取市水道事業審議会委員

◎・・・会長    ○・・・会長代理

氏名	推薦団体等
牛尾 柳 一 郎	公募
岡 崎 誠	公立鳥取環境大学
奥 田 通 雄	地域代表（鳥取・国府・福部地域）
○竹 森 貞 美	鳥取市自治連合会
谷 本 由 美 子	地域代表（河原・用瀬・佐治地域）
濱 村 恵 子	鳥取商工会議所
広 沢 京 子	鳥取市消費者団体連絡協議会
前 村 幸 子	鳥取県社会保険労務士会
増 田 貴 則	鳥取大学
◎松 原 雄 平	鳥取大学
松 本 洋 光	千代川流域圏会議
森 田 修 充	公募
山 下 葵	鳥取県行政書士会
山 田 恵 美	地域代表（青谷・気高・鹿野地域）
山 根 滋 子	鳥取市連合婦人会
山 根 豊 治	連合鳥取東部地域協議会
湯 口 夏 史	中国税理士会鳥取支部

## 審 議 経 過

区分	開催日・場所	審議事項	審議結果
平成28年度 第1回	平成28年4月15日(金) 鳥取市役所 本庁舎6階 全員協議会室	水道料金の改正等に係る水道事業審議会開催スケジュール(案)について	水道料金の改定等に係る水道事業審議会開催スケジュールについて確認した。
平成28年度 第3回	平成28年7月26日(火) 鳥取市水道局 国安庁舎3階 会議室	水道料金改定の基本的な考え方について	地震対策は比較的進んでいるが企業債残高は多いこと、また、経常収支比率が100%を割り込んでおり、供給単価が給水原価を下回っている厳しい現状を確認した。
平成28年度 第4回	平成28年12月20日(火) 鳥取市水道局 国安庁舎3階 会議室	平成37年度までの施設整備及び財政計画について	施設整備や財政計画の考え方を基に、料金算定期間を平成30年度から平成34年度までの5年間とすることとした。
平成28年度 第5回	平成29年2月20日(月) 鳥取市水道局 国安庁舎3階 会議室	料金改定案の検討について	料金算定期間の期末における内部留保資金が給水収益の6か月分相当を確保できるよう設定された総括原価により、料金改定率を平均18.4%とすることとした。
平成29年度 第1回	平成29年4月27日(木) 鳥取市水道局 国安庁舎3階 会議室	料金改定案について	基本料金及び従量料金の具体的な料金改定案(料金表)を決定した。
平成29年度 第2回	平成29年6月22日(木) 鳥取市水道局 国安庁舎3階 会議室	諮問1の答申案の検討について	水道料金の改定についての答申内容を決定した。

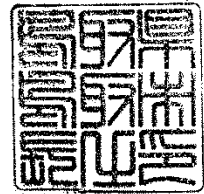
※平成28年度第2回会議(平成28年6月9日開催)では料金改定に関する審議を行っていないため省略。

返

発水経第 270678 号  
平成 28 年 4 月 15 日

鳥取市水道事業審議会  
会長 松原 雄平 様

鳥取市長 深澤 義彦



水道料金の改定等について（諮問）

鳥取市水道事業審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

【諮問事項】

- 1 水道料金の改定について
- 2 簡易水道事業統合に伴う水道料金の統一時期について

## 【諮問の趣旨】

### 1 水道料金の改定について

本市の水道事業は、「お客さまの視点に立ち、お客さまに信頼していただける水道を目指す」を経営基本方針として、安全でおいしい水道水の安定供給に努めています。

本市の水道料金は、平成 23 年度に改定して以降、消費税率の引き上げ分を除くと実質、現行料金を維持しています。

この間、大口需要者である企業の再編等による水需要の急激な減少などもあり、水道事業経営の主要な財源である料金収入が大幅に減少する一方で、動力費や建設改良費をはじめとする経営コストの上昇もあり、本市水道事業を取り巻く環境は非常に厳しくなっています。こうした中、水道局では固定費等のコスト縮減を図るなど企業努力によって、平成 27 年度末では安定経営の指標としている内部留保資金は財政計画を上回る金額を確保できる見込みです。しかし、単年度では欠損金が継続して発生しており、また、企業債残高も料金収入に比べて非常に高い水準となっており、経営上の課題となっています。さらに、平成 29 年度からは統合した簡易水道事業を含めた本市全域の水道事業経営という大きな課題にも取り組まなければなりません。

このような状況の中、今後、高度経済成長期以降に整備した施設の老朽化に伴う再構築や水道管路の耐震化をはじめとした災害対策を早期に進めなければなりません。

水道は市民生活や産業活動に欠かすことのできないインフラであり、将来にわたって、市民の皆さまに安全でおいしい水道水を安心してご使用いただくためには、受益者負担の考えから水道料金の引き上げをお願いするとともに、持続可能な水道経営を支える水道料金体系への見直しが必要と考えています。

このことから、平成 26 年度水道事業審議会答申を踏まえ、水道料金の改定について貴審議会の意見を求めます。

### 2 簡易水道事業統合に伴う水道料金の統一時期について

本市では、「簡易水道事業統合計画」を策定し、平成 28 年度末に簡易水道事業を上水道事業に統合することとしています。

本市の簡易水道事業は経営基盤が弱いことから、運営経費の不足分を一般会計から繰り出しています。事業統合後においても、当分の間、現在の上水道区域の使用者の負担増とならないよう、引き続き財政措置を講じることを考えています。

現在の両事業の料金制度は、メーター口径別の基本料金と従量料金の 2 部料金制をとっていますが、基本料金と従量料金の単価については大きく異なっており、簡易水道事業統合後、料金統一を図る必要があります。

このことから、簡易水道事業統合に伴う水道料金の統一時期について、貴審議会の意見を求めます。

## 資料4

### ○鳥取市水道事業審議会条例

昭和56年9月30日

鳥取市条例第32号

(設置)

第1条 水道事業の円滑な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取市水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業の重要な事項について調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間団体に属する者
- (3) 公募による者

(1・2項…一部改正〔平成12年条例8号〕、1項…一部改正〔平成16年条例188号〕、2項…一部改正〔平成20年条例42号〕)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(2・3項…一部改正〔平成12年条例8号〕)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、水道局において処理する。

(委任)

第8条 この条例で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 鳥取市水道事業給水料金審議会条例(昭和43年鳥取市条例第3号)は、廃止する。

附 則(平成12年3月28日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例(中略)第32条から第37条までの規定による改正前のそれぞれの条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく委員は、この条例(中略)第32条から第37条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定による任期の残存期間とする。

附 則(平成16年9月30日条例第188号)

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成20年9月24日条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例第10条、第11条、第15条、第21条から第23条まで、第25条及び第26条の規定による改正前のそれぞれの条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく委員は、この条例第10条、第11条、第15条、第21条から第23条まで、第25条及び第26条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定による任期の残存期間とする。